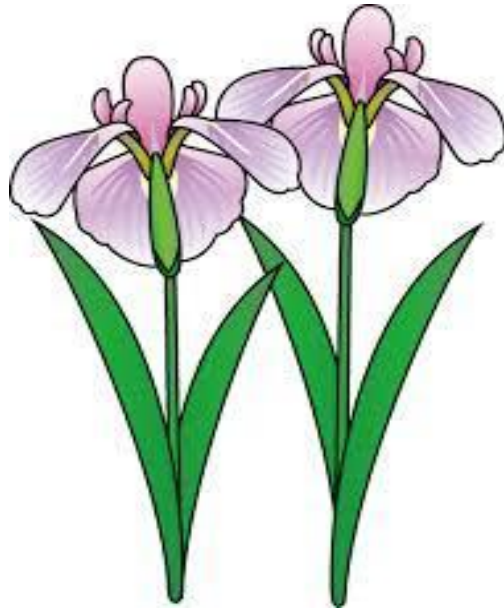


令和6年度

いじめ防止基本方針



花菖蒲：花言葉「優しい心」

大穂学園つくば市立前野小学校

(2024.04.01版)

目 次

1	いじめとは－基本認識－	1
2	いじめ問題への組織対応	2
3	いじめの未然防止のために	3
4	いじめの早期発見のために	4
5	いじめ発見から解決までの取組	5
6	いじめの重大事態への対応について	8
7	いじめ対策年間計画	9

1 いじめとは（基本認識）

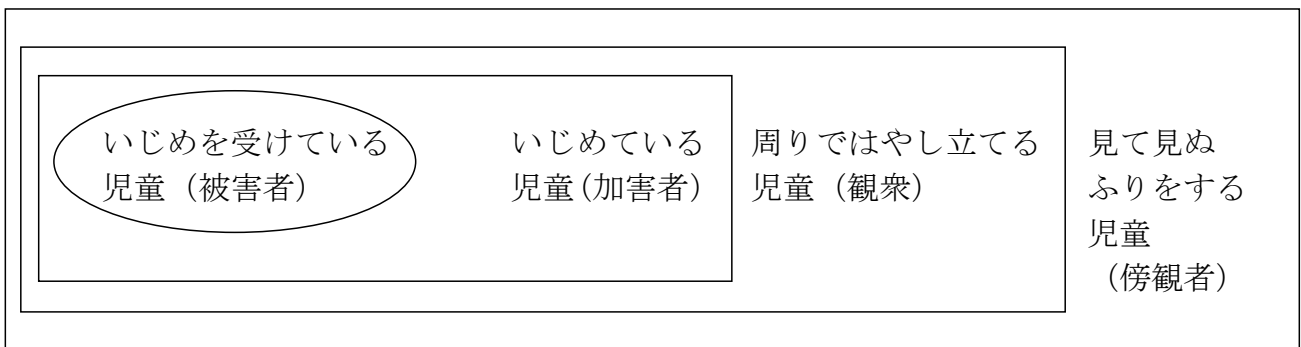
1 いじめとは

- 「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法 総則）
- いじめか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うもの（文部科学省「いじめの定義」）
- ・いくら「冗談や悪ふざけであり、悪気はなかった」といっても、受け手側がその行為を苦痛と感じれば、それは「いじめ」である。
- ・表に現れた物理的・身体的な被害の程度とは別に、表には現れにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢が大切。
- ・深刻ないじめは、どの子どもにも起こりうる。特定の「いじめっ子」や「いじめられっ子」だけの問題ではなく、どの児童生徒も被害者にはもちろん、加害者になり得る。（「いじめの理解」国立教育政策研究所）

2 いじめの様態

いじめ行為の形態、仕方、程度の違いにかかわらず、いじめを受けている児童生徒が、心理的であれ、精神的であれ、肉体的であれ、「いやだ!」「つらい!」「苦しい!」「すぐにやめてほしい!」と感じている言動や態度や行いは全て「いじめ」ということになる。（つくば市 いじめ防止基本方針）

3 いじめの構造



- ・観衆や傍観者の立場にいる児童も、結果としていじめを助長していることになる。
- ・いじめられた児童（被害者）といじめた児童（加害者）との関係は、立場が逆転する場合もある。

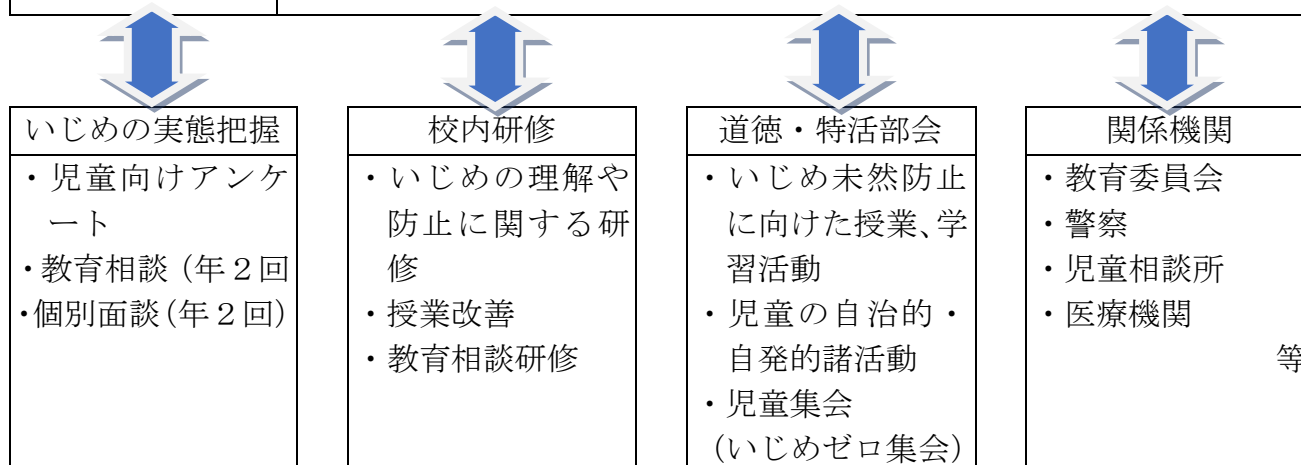
2 いじめ問題への組織対応

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるとの前提のもとで、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まない。

- ・いじめ問題はチームで対応する。
- ・いじめ対策に同一歩調で取り組む。
- ・問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しないようにする。
※「問題解決」とは、実態把握→解決に向けた役割分担と対応→経過観察→検証
- ・時系列に沿って、経過の記録を学級経営簿、生徒指導の記録等にきちんと残す。
- ・Microsoft Forms 等を活用して、いじめの早期発見及び組織的な支援に努めるようにする。

<いじめ防止対策委員会の設置と実施>

いじめ防止対策委員会	
構成	<ul style="list-style-type: none"> ・校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・保健主事・各学年担任 ・特別支援学級担任・養護教諭等
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な開催 ・緊急の対応が必要な場合は、校長の命により臨時開催
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策の全体計画の検討・実施・点検 ・ケース会議 ・記録の集積



3 いじめの未然防止のために

学校生活の中では、児童同士のトラブルは、ある意味、日常的なものと言える。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことがないように、未然防止を図ることが何よりも重要である。したがって、「いじめを許さない子どもを育てる」必要がある。

<いじめが起きにくい学校風土・学級風土>

1 学級経営の充実

- ・児童に対する教師の受容的、共感的態度により、児童一人ひとりのよさが発揮され、互いを認め合う学級づくり
- ・児童の自治的、自発的活動を保障し、規律と活気のある学級づくり
- ・学級のルールや規範がきちんと守れるような学級づくり
- ・正しい言葉遣いができる学級づくり
- ・主体的に取り組む共同的な活動を通じた「居場所づくり」や「絆づくり」

2 学習指導の充実

- ・UDを意識したわかる喜び、学ぶ楽しさを実感できる授業の充実
- ・児童同士の学び合いの重視
- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

3 道徳教育

- ・いじめを絶対にしない、させない、許さないという心情の育成
- ・だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公平・公正に接し、正義の実現に努めることの大切さに気付くことができる道徳指導の充実
- ・いじめを題材として取り上げる授業の実施

4 学級活動

- ・ソーシャルスキルトレーニングを行うことでトラブルなどの対処の仕方を学んだり、構成的グループエンカウンターを活用をしたりして、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る。
- ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手立てについて話し合い、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。

5 学校行事

- ・児童の自主的、自発的な活動を通して、自己肯定感や自己有用感を育成する。

6 児童会活動

- ・自分たちの問題として、いじめの未然防止や解決に取り組めるような児童会活動・児童集会を実施する。

7 家庭や地域との連携

- ・いじめの背景には、学校、家庭、地域社会にある様々な要因があることを共通理解し、積極的な連携を図る。

4 いじめの早期発見のために

<いじめを発見する手だて>

1 児童会が主体となった取り組み

- ・児童会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図るような自主的、自発的な活動に取り組めるよう支援する。

2 いじめを訴えることの意義と手段の周知

- ・いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から児童に指導する。
- ・学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭にも周知する。

3 アンケート調査

- ・いつでも相談できるアンケートフォーム（GIGA 端末内）「先生あのね」を実施する。児童が希望した教職員が話を聞く。速やかに組織で対応する。
- ・学校全体で月 1 回程度、計画的にアンケート調査を実施する。

4 教育相談を通じた把握

- ・学校全体として定期的な面談の実施や、児童が希望する時には面談ができる体制を整えておく。
- ・面談方法や面談結果について、スクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

5 保護者や地域からの情報提供

- ・いじめ問題に対する学校の考えや取り組みを保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求める。

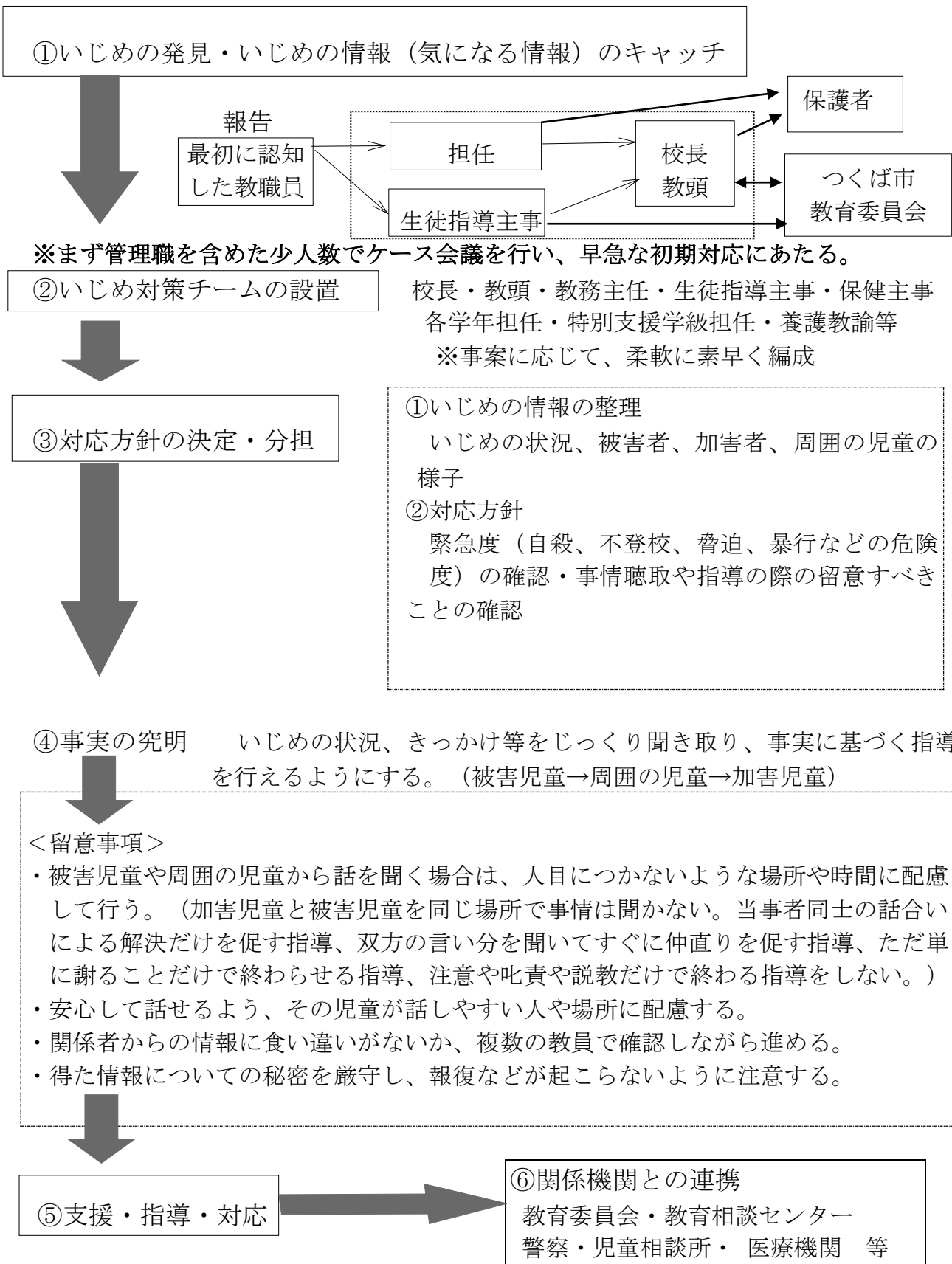
6 複数の教員の目による発見

- ・多くの教師が様々な教育活動を通して児童に関わるようにする。
- ・休み時間の校内巡視を計画的に行う。

7 教師と児童との日常の交流を通じた発見

- ・学校の教育活動全体を通して、児童に関わることにより、発見の機会を多くする。
- ・各種調査（i-check 等）による点検を行い、潜在化したトラブル発見や担任の思い込みを避け、学級内の人間関係を客観的にとらえる。
- ・給食や休み時間、放課後などで児童との交流を行う。

5 いじめの発見から解決までの取り組み



<いじめられた児童（被害者）への対応>

- ・担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応する。
- ・児童の話にしっかりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
- ・児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- ・いじめた児童との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- ・自己肯定感の回復に向けて、授業、学級活動などでの活躍の場や友人との関係づくりを支援する。
- ・経過を見守り、面談等を引き続き行い、不安や悩みの解消に努める。

<いじめた児童（加害者）への対応>

- ・対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- ・不平・不満、加害児童本人が満たされない気持ちなどをじっくり聞く。
- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・被害者の辛さに気づき、自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのか内省させる。
- ・授業など様々な活動などで、プラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

<他の児童への対応>

- ・いじめは学級全体の問題として対応していく。
- ・いじめの事実を告げることは、いじめられている児童を救う立派な行為であることを伝える。
- ・周囲ではやし立てた児童や傍観していた児童も、関係者として事実を受け止めさせ、いじめられた児童はそのような態度をどう感じていたのかを考えさせる。
- ・いじめ発生の誘因となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせ、これからどのように行動したらよいか考えさせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けて、話し合いを深める。

<保護者への対応>（状況により家庭訪問を実施する）

○被害児童の保護者

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、これからの対応の方針を具体的に示す。
- ・経過をこまめに伝え、保護者から児童の様子についての情報提供も受ける。

○加害児童の保護者

- ・学校で把握した事実といじめられた児童の状況を、加害児童の保護者に正しく伝え、その場で加害児童にいじめの事実確認をする。
- ・指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・事実を認めなかったり、「うちの子どもは首謀者ではない」など、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針、教師の児童を思う信念等を示し、理解を求める。

- ・加害児童の保護者の精神的苦痛にも配慮する。

○保護者との日常的な連携

- ・年度当初から、おたより（学校・学年）や学級懇談会などで、いじめの問題に対する学校の認識や対応方針などを周知し、協力と情報提供を依頼する。

<いじめによる自殺（自殺予告電話）への対応>

- (1) 児童の自殺の連絡を受ける。
 - ・保護者からの連絡
 - ・周りの児童からの報告
 - ・教師の発見（救急車の依頼）
 - ・警察署、病院からの連絡
 - (2) 担任、学年主任、教頭が病院または、児童の自宅へ直行し、状況を把握する。治療中の場合は付き添う。
 - ・氏名、学年、保護者氏名、住所、状況（救命状況・症状・後遺症等）を把握し、記録する。
 - (3) 勤務時間外においても、職員緊急連絡網にて全職員が学校に直行する。
 - (4) 教育委員会等関係機関へ連絡する。
 - (5) 至急、児童に関する学級や学校のいじめの状況を確認する。
 - ・自殺児童の生活状況やいじめの状況把握（事情聴取、アンケート等）
 - ・いじめの事実と自殺の関連を的確に把握
 - (6) 緊急の全校集会を開催し、児童へ事実を伝える。
 - (7) 全校児童の心身のケアを行い、学校生活に支障がでないようにする。
 - (8) 保護者への適切な対応を行う。教頭または校長が出向き、説明する。
 - ・いじめの事実関係と原因について
 - ・学校の措置と今後の対応について
 - ・保護者への対応
 - (9) 関係機関（教育委員会、事務所、県教育委員会等）へ報告するとともに、警察へ連絡、相談する。
 - (10) マスコミへの対応は教頭または校長とし、他の職員は窓口を伝えるだけにし、憶測でものを語らない。
 - (11) 場合によっては、臨時PTA総会を開催し、概要を説明するとともに、今後の学校経営やいじめへの対応について説明し、児童への指導について協力を依頼する。
- ※ 子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（H22.3 文科省）

6 いじめの重大事案への対応について

重大事態対応フロー図		学校の対応
発生・判断		<p>① 重大事態の把握</p> <p>② 申立て又は疑いが生じた段階で調査を開始</p> <p>③ 情報共有・相談</p> <p>④ 学校又は市教育委員会が該当するかどうかの判断</p> <p>⑤ 重大事態の場合発生報告</p>
報告		<p>⑥ 市教育委員会に報告 ※報告様式あり 教育局ライブラリー →03_生徒指導 →02_いじめ関連 →報告様式</p> <p>⑦ 調査主体の決定</p> <p>⑧ 調査の開始</p>
調査		<p>⑨ 被害・加害者等への調査方針の説明</p> <p>⑩ 調査の実施</p> <p>⑪ 調査報告・公表</p>
再調査		<p>⑫ 調査結果を踏まえた対応 ・被害者へのケア ・再発防止策の検討</p> <p>⑬ 必要な場合には再調査の実施</p>

7 いじめ対策年間計画

	活 動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学年間の情報交換 ・家庭確認 ・指導記録の引継ぎ ・いじめ対策に関する共通理解 ・いじめ防止対策委員会編成 ・人間関係づくり、学級のルールづくり
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・縦割班活動（異学年交流）での人間関係づくり ・大穂学園生徒指導連絡会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケート ・教育相談 ・いじめ防止集会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休みの過ごし方の指導 ・保護者との二者面談 ・校内研修「いじめの早期発見と指導の在り方」
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・気になる児童への電話連絡や家庭訪問などによる状況確認
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み明けの児童の状況確認と必要に応じた教育相談の実施
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・新学期の学級での話し合い活動
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケート ・教育相談
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間（人権意識啓発活動） ・保護者との希望面談
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み明けの児童の状況確認と必要に応じた教育相談の実施
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級での話し合い活動
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・記録の整理 ・進級する学年への引継ぎ情報の作成（1～5年） ・進学する学校への引継ぎ情報の作成（6年）